岩手県告示第15号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成28年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		成山年日日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人千厩	一関市千厩町千厩字町浦	宅老所せんまや	一関市千厩町千厩字町浦	平成27年11月30日
まちかどケアセンター	189番地		185番地	

2 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	廃业十月 日
特定非営利活動法人千厩	一関市千厩町千厩字町浦	宅老所せんまや	一関市千厩町千厩字町浦	平成27年11月30日
まちかどケアセンター	189番地		185番地	